

議案第百十号

港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年十一月二十七日

提出者 港 区 長 清 家 愛

港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例

港区立学校施設等使用条例（平成二年港区条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表(二)の部備考を次のように改める。

備考

- 1 開場時間は、教育委員会規則で定める。
- 2 大人のうち、区内に住所を有する者、区内の事務所若しくは事業所に勤務している者又は区内の学校に通学している者以外のものの使用料は、八百円とする。
- 3 団体がコース単位で使用する場合の一コース当たりの使用料は、三千三百円とする。
- 4 団体がコース単位で使用する場合の使用可能なコース数の上限は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。ただし、別表(二)の部備考の改正規定（備考3及び備考4に係る部分に限る。）は、同年四月一日から施行する。

（説 明）

学校屋内プールにおける区外からの使用者に対する使用料及び団体がプールをコース単位で使用する場合の使用料を定めるため、本案を提出いたします。